告　　示

○総務省告示第二百十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第６の１⑵の表中

大田原	47		0.01

を

大田原	47		0.01
那須	44		0.01

に、

御殿場	20		0.01

を

御殿場	20		0.01
伊豆東	33		0.02

に改める。

第６の１⑶の表中

大田原	39		0.01

を

大田原	39		0.01
那須	38		0.01

に、

御殿場	13		0.01

を

御殿場	13		0.01
伊豆東	13		0.02

に改める。

第６の３⑴の表中

大田原	15	17	18	19	35			0.01

を

大田原	15	17	18	19	35			0.01
那須	48	49	50	51	52			0.01

に改める。

第６の３⑵の表中

大田原	29		0.01

を

大田原	29		0.01
那須	41		0.01

に、

御殿場	14	15	17	29	0.01

を

御殿場	14	15	17	29	0.01
伊豆東	15	17	20	29	0.02

に改める。

○総務省告示第二百十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百八十九号（電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

表中「熊本市」を「熊本市西区」に改める。

○総務省告示第二百十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百八十九号（電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

表中

沖縄県那覇市東町二六番二九号	北緯 東経	二六度一二分四八秒 一二七度四〇分二六秒

を

沖縄県那覇市旭町一番九号	北緯 東経	二六度一二分三九秒 一二七度四〇分三二秒

に改める。

○総務省告示第二百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十四第二項第三号の規定を実施するため、平成六年郵政省告示第百七十七号（指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

表九州総合通信局の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改める。

○総務省告示第二百十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十四第二項第三号の規定を実施するため、平成六年郵政省告示第百七十七号（指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

表沖縄総合通信事務所の項中「東町二十六―二十九」を「旭町一―九」に改める。

○総務省告示第二百二十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十九号の規定を実施するため、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第七項中「熊本市」を「熊本市西区」に改める。

○総務省告示第二百二十一号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十九号の規定を実施するため、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

第七項中「那覇市東町」を「那覇市旭町」に改める。

○法務省告示第二百四十七号

長野県飯田市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年六月二十五日

法務大臣　滝　　実

長野県下伊那郡上久堅村百二十番地二号

田中チト子

○法務省告示第二百四十八号

北海道厚岸郡厚岸町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年七月二十五日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、厚岸町役場又は釧路地方法務局に照会すること。

平成二十四年六月二十五日

法務大臣　滝　　実

北海道厚岸郡厚岸町大字別寒辺牛村五十三番地

川上　健一

○法務省告示第二百四十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年六月二十五日

法務大臣　滝　　実